

# 2021年8月「緊急事態宣言」発出に伴う乗車券類の払いもどしについて

政府より大阪、兵庫、京都の3府県に「緊急事態宣言」が発出されたことを考慮し、乗車券類について、日を遡っての特例払いもどしを実施します。なお、**対応期間は2021年10月31日(日)まで**とさせていただきます。

【取扱条件】以下の全ての条件に該当するお申し出であること。

- (1) 緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛による払いもどしであること。
- (2) 3府県の緊急事態措置期間を有効期間に含むこと。

乗車券	区分	特例の取り扱い方
定期乗車券 (連絡券含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学定期券</li> <li>・通勤定期券</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年8月1日以降で最後にご利用いただいた日(最終使用日)をお申し出日とみなして規定の方法で払いもどしいたします。</li> <li>◆1か月単位での切り上げ計算による払いもどしとなります。</li> <li>◆有効開始日から7日以内の場合は、券面区間の往復運賃×経過日数を差し引いての払いもどしとなります。</li> <li>・手数料220円を収受いたします。</li> </ul>

- 定期乗車券は、駅長室(大阪梅田、尼崎、甲子園、御影、神戸三宮)で、ご乗車の履歴を確認(※)し、払いもどし票を発行いたしますので、**定期乗車券の特例の払いもどしをご希望される場合は、一度駅長室へお越してください。**

※駅長室へお越しの際は、各駅券売機で購入できる定期券購入用乗車証をご利用いただきますと、定期乗車券に払いもどし当日の使用履歴が残りませんのでご利用ください。なお、定期券購入用乗車証は係員定期券売り場で払いもどしいたします。

駅長室で払いもどし票を発行後、係員定期券売り場で払いもどしを行います。

- 通常の払いもどしをご希望される場合は、係員定期券売り場へ直接お越してください。
- 払いもどしにあたっては**対象の定期乗車券(原券)が必要**となりますので、新たに定期券を買い直されないようお願いいたします。

回数乗車券 (連絡券含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通回数乗車券</li> <li>・時差回数乗車券 (オフピークチケット)</li> <li>・土・休日割引回数乗車券 (サンキューチケット)</li> <li>・通学割引回数券</li> <li>・割引普通回数乗車券</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置期間(8月2日～9月30日)を有効期間に含む回数乗車券について、有効期間内にお申し出があったとみなして規定の方法で払いもどしいたします。</li> <li>◆発売金額－(使用済み券片数×普通運賃)－手数料220円</li> <li>・手数料220円を収受いたします。</li> </ul>
企画乗車券	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置期間(8月2日～9月30日)を有効期間に含む企画乗車券について、購入時の企画乗車券・優待券等一式が未使用の場合に限り有効期間内にお申し出があったとみなして払いもどしいたします。</li> <li>・手数料は収受いたしません。</li> </ul>